

# リフィル処方の仕組みについて

## リフィル処方とリフィル処方に対応可能な新たな処方せん様式

### (リフィル処方)

- 医療機関で処方箋を毎回貰わず、同じ処方箋を薬局で最大3回まで使用可能
- 病状が安定し、通院を一定期間控えても大丈夫と医師が判断した場合が対象
- 投薬量に限度のある医薬品や湿布薬はリフィル処方の対象外

### (リフィル処方に対応可能な新たな処方せん様式)

処方箋 (この処方箋は、2ヶ月間有効です。)

調剤回数 (調剤回数) 欄に「レ」又は「×」を記載すること。



	リフィル可 <input type="checkbox"/> ( 回 )
備考	保険医署名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。</span>
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供
	調剤実施回数 (調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) <input type="checkbox"/> 1回目調剤日 ( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 2回目調剤日 ( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 3回目調剤日 ( 年 月 日 ) 次回調剤予定日 ( 年 月 日 ) 次回調剤予定日 ( 年 月 日 )

## 医師の判断を得てリフィル処方に切り替わった場合の例

### 医療機関

- 月1回の頻度で医療機関を受診し、28日分の薬を処方してもらう

### 調剤薬局

- 受診の都度、調剤薬局で28日分の医薬品を調剤してもらう



通院負担を軽減しながら  
必要な医療を受けられる

### 医療機関

- 3月1回の頻度で受診。28日分×3回使用可のリフィル処方箋を発行してもらう

### 調剤薬局

- 上記期間中は医療機関を受診せず(受診は妨げない)、薬剤師に経過をみてもらいながら同じ薬を3回調剤してもらう